

# 防府市保育所等物価高騰対策事業補助金交付要綱

令和4年7月15日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、食材料費の価格上昇や高止まり等による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続する施設等における食材料費支出の増加相当額に対する支援を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 補助対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、防府市内において保育所又は幼保連携型認定こども園を設置運営する者とする。

## (交付の対象及び金額の算定方法)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額の算定方法については、別表の定めるところによるものとし、予算の範囲内において交付する。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「事業実施者」という。）は、市長が別に定める期日までに防府市保育所等物価高騰対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に添付書類を添えて提出しなければならない。なお、すでに補助金の交付を受けた期間に係る補助対象経費は、これに含まないものとする。

## (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市保育所等物価高騰対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

## (補助金の請求)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた事業実施者は、市長が別に定める期日までに請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、30日以内

に補助金を当該事業実施者に支払うものとする。

(関係書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた事業実施者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた事業実施者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返納しなければならない。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた事業実施者が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 国から交付決定の取り消しがなされたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該事業実施者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行し、令和5年4月1日か

ら適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 30 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 25 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

区分	補助対象経費	補助基準額	補助率
主食費 増加相当分	令和 3 年度から令和 7 年度にかけての主食費に係る食材料費支出の増加相当額のうち、対象児童に係る部分の軽減に要する費用。  ※増加相当額を実費徴収額に転嫁している部分は除く	次の算式により算出される額。  $600 \text{ 円} \times \text{令和 7 年度の各月初日における対象児童数の合計}$	
副食費 増加相当分	令和 3 年度から令和 7 年度にかけての副食費に係る食材料費支出の増加相当額のうち、対象児童に係る部分の軽減に要する費用。  ※増加相当額を実費徴収額に転嫁している部分は除く	次の算式により算出される額。  $900 \text{ 円} \times \text{令和 7 年度の各月初日における対象児童数の合計}$	10/10

（定義）

「対象児童」とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、支援法第 19 条第 1 項第 1 号又は同条同項第 2 号に係る認定を受けた子どものうち、主食費又は副食費が実費により徴収されている子どもをいう。

「主食費」及び「副食費」とは、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号。）第13条第4項第3号の規定に基づき支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者が支払うべき、対象児童に係る食事の提供に要する費用をいう。

（交付額の算定方法）

交付額は、区分ごとに、補助対象経費から寄付金その他の収入を控除した額（百円未満の端数を切り捨て）と補助基準額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定額の合計額に補助率を乗じた額（千円未満の端数を切り捨て）とする。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

年度防府市保育所等物価高騰対策事業補助金交付申請書

防府市保育所等物価高騰対策事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

第2号様式（第5条関係）

指令防子第 号  
年 月 日

様

防府市長

年度防府市保育所等物価高騰対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市保育所等物  
価高騰対策事業補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、通知  
します。

記

1 施設の名称  
2 補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第6条関係）

請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

内訳 年度防府市保育所等物価高騰対策事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 • 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

第4号様式（第8条関係）

年　　月　　日

防　府　市　長

所 在 地

法 人 名

代表者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日付け指令防子第　　号により交付の決定を受けた  
年度防府市保育所等物価高騰対策事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係  
る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1　防府市保育所等物価高騰対策事業補助金による確定額

金　　円

2　消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　円

3　添付書類